

2-2-1 自主防災組織の現況

1 婦人消防クラブ（協力隊）

令和5年4月1日現在

名 称	隊員数（人）	結成年月日
普代村婦人消防協力隊	43	昭和38年2月1日
普代村婦人防火クラブ	85	平成元年3月28日
計	128	

2 幼年・少年消防クラブ

令和5年4月1日現在

名 称	クラブ員数（人）	結成年月日
はまゆり子ども園幼年消防クラブ	40	昭和63年11月1日
普代オーシャンズ少年消防クラブ	12	昭和63年11月1日
計	52	

3 自主防災組織

令和5年4月1日現在

名 称	クラブ員数（人）	結成年月日
旭日区自治会自主防災会	198	昭和63年11月1日
普代上区自主防災会	275	昭和63年11月1日
計	473	

2-4-1 気象観測施設一覧

(令和2年10月29日現在)

設置機関	種 別	所 在 地
気象庁	普代村簡易水道施設	普代村 13-65-3
岩手県	雨量観測所	久慈市八日町 2-1
久慈消防本部	雨量観測所	久慈市長内町 29-21-1

2-4-2 地震・津波観測施設一覧

1 地震観測施設

設置機関	種 別	所 在 地
防災科学技術研究所	強震計	普代村 9-30-20
国土地理院	地殻変動観測施設	普代村 1-8-2
岩手県	計測震度計	普代村 9-13-2

2 津波観測施設

設置機関	種 別	所 在 地
気象庁	津波観測計（電波式），巨大津波観測計	宮古市日立浜町
気象庁	検潮儀（精密型電波式），巨大津波観測計	大船渡市赤崎町
港湾局	潮位計	久慈市長内町
気象庁	巨大津波観測計	久慈市長内町
釜石市	海面監視システム	釜石市浜町
海上保安庁	検潮所	釜石市魚河岸町
陸前高田市	潮位観測装置	陸前高田市広田町
岩泉町	津波用監視カメラ	岩泉町小本小掛・茂師
田野畑村	津波避難監視システム (海面監視・避難確認カメラ) (超音波式潮位観測装置)	田野畑村島越漁港 田野畑村羅賀漁港
洋野町	潮位観測システム	洋野町種市八木港
港湾局	G P S 波浪計	岩手北部沖（久慈沖）
港湾局	G P S 波浪計	岩手中部沖（宮古沖）
港湾局	G P S 波浪計	岩手南部沖（釜石沖）
防災科学技術研究所	ケーブル式海底津波計	岩手沖

2-5-1 指定避難場所等一覧

指定緊急避難場所

(令和5年4月1日現在)

	施設・場所名	住所					
			津波	普代川 氾濫	崖崩れ 土石流	地震	大規模 火災
1	普代道路避難場所	14 地割宇留部	●	●			
2	北の股神社	15 地割堤 41	●	●			
3	大崎様宅付近	13 地割普代 89-47	●			●	●
4	八幡神社	13 地割普代 110-1	●	●			
5	県道普代小屋瀬線避難付近	13 地割普代 2-2	●			●	
6	普代駅裏高台	8 地割太田名部 84-31	●	●			
7	村道明神線待避所	8 地割太田名部 84-30	●	●		●	
8	深渡武治様宅付近	10 地割羅賀 22-8	●			●	●
9	日向典義様宅付近	21 地割堀内 110	●				●
10	村営バス松磯バス停付近	20 地割馬場野 7-19	●			●	●
11	2分団屯所付近広場	20 地割馬場野 83-4	●			●	●
12	太田名部砂防堰提前広場	8 地割太田名部 82-6	●			●	●
13	太田安男様倉庫付近	6 地割中山 15-22	●			●	●
14	大久保霊園広場	5 地割上の山 7-46	●			●	●
15	普代ダム	5 地割上の山 28-4	●				●
16	黒崎地域活動拠点施設	1 地割上村 4-1			●		●
17	国民宿舎くろさき荘	2 地割下村 84-4	●	●	●	●	●
18	太田名部地域活動拠点施設	8 地割太田名部 71-1					●
19	自然休養村管理センター	13 地割普代 169-1		●	●	●	●
20	高齢者活動施設	10 地割羅賀 3-10			●	●	●
21	普代村役場	9 地割銅屋 13-2	●	●	●	●	●
22	力持地区多目的集会施設	16 地割天拝坂 3-1				●	●
23	白井地区漁業研修施設	19 地割白井 27-1	●		●	●	●
24	堀内地区漁村センター	20 地割馬場野 77-1	●			●	●
25	沢向コミュニティーセンター	22 地割沢向 5-1	●			●	●
26	堀内机地区構造改善センター	21 地割堀内 289-2			●	●	●
27	鳥居地域活動拠点施設	15 地割堤 80-3					●

28	落合地区多目的集会施設	11 地割柏木平 44-6				●	●
29	芦渡地区多目的集会施設	29 地割芦渡 105-3	●	●	●	●	●
30	茂市地区活動拠点施設	27 地割茂市 71-2			●		●
31	萩牛地区地域特産品生産施設	30 地割萩牛 91-2-イ				●	●

指定避難所

(令和5年4月1日現在)

	施設名	住所	電話番号	備考
1	普代村役場	2 地割下村 84-4	35-2611	津波・洪水の場合 2階以上
2	自然休養村管理センター	13 地割普代 169-1	35-2120	洪水の場合 2階以上
3	B & G海洋センター	9 地割銅屋 13-2	35-2111	
4	国民宿舎くろさき荘	19 地割白井 71-3	35-2488	

福祉避難所

(令和5年4月1日現在)

	避難場所	住所	電話番号	備考
1	特別養護老人ホームうねとり荘	24 地割鳥居 5-1	35-3577	
2	くろさき小規模多機能ホーム	1 地割上村 4-1	35-3171	

2-8-1 防災行政無線設備の整備状況一覧

第1 親局、基地局および遠隔制御局 (平成28年3月1日現在)

種別	名称	所在地
親局 (1局)	普代村役場庁舎	普代村 9-13-2
基地局	向野場中継所内	普代村 8-92-7
	白井中継所内	普代村 23-27-3
遠隔制御局 (2局)	普代村漁業協同組合	普代村 9-31-4
	久慈消防署普代分署	普代村 10-8-7

第2 拡声子局、車載、携帯無線設置箇所一覧

拡声子局						○携帯無線機 (呼出名称)	
No.	図	子局名	No.	図	子局名		
1	1	堀内漁港	26	T7	役場	1	総務課防災1 防災普代6
2	2	堀内1	27	28	旧役場	2	総務課防災2 防災普代7
3	3	堀内2	28	T8	駅裏	3	総務課防災3 防災普代8
4	T1	まついそ	29	27	普代4	4	住民福祉課 防災普代9
5	4	堀内机	30	26	普代5	5	教育委員会 防災普代10
6	5	堀内3	31	25	向野場	6	普代分署 防災普代11
7	T2	堀内4	32	17	茂市2	7	管理センター 防災普代12
8	7	沢漁港	33	18	茂市1	8	B&G 海洋センター 防災普代13
9	6	堀内5	34	19	茂市3	9	うねとり荘 防災普代14
10	8	堀内6	35	20	芦生	10	診療所 防災普代15
11	9	長途	36	21	芦渡	11	こども園 防災普代16
12	10	白井1	37	22	落合	12	普代小学校 防災普代17
13	11	白井2 (延長有)	38	23	萩牛1	13	普代中学校 防災普代18
14	12	白井3	39	24	萩牛2	○集会施設	
15	T3	白井漁港	40	T9	新港	1	黒崎地域活動拠点施設
16	13	力持浜	41	33	太田名部1 (延長有)	2	太田名部地域活動拠点施設
17	14	力持				3	白井地区漁業研修施設
18	15	不行道	42	32	太田名部2	4	堀内地区漁村センター
19	16	鳥居	43	34	太田名部3	5	鳥居地域活動拠点施設
20	T4	普代1	44	35	前浜 (延長有)	6	芦渡地区多目的集会施設
21	T5	普代2	45	36	沓り浜 (延長有)		
22	29	普代3	46	37	黒崎1		
23	T6	中学校	47	38	黒崎2		
24	31	普代浜	48	39	黒崎3		
25	30	村営住宅	49	40	和の山		

2-8-2 防災資機材の保有状況

1 空中消火用資機材

(令和4年4月1日現在)

		岩 手 県		久慈広域連合 消 防 本 部	久慈地区分 合 計
		計	久慈地区空中消 火等補給基地		
散 布 装 置	7000水のう型 (台)	54	6	5	11
	1,8000 (台)	4	—	—	—
貯水槽	2,5000 (台)	14	—	2	2
	7,0000 (台)	2	—	—	—
混 合 機	(台)	12	—	2	2
粉 碎 機	(台)	5	1	—	1
可搬式動力ポンプ	(台)	14	—	3	3
ベルトコンベヤー	(台)	8	—	—	—
充 電 機	(台)	1	—	—	—
バッテリーボックス	(個)	55	6	4	10
ホ ー ス	(本)	57	—	10	10
吹 き 流 し	(本)	5	—	2	2
化 学 消 火 剤 [エフアール]	(缶)	1,796	336	—	336
化 学 消 火 剤 [MAP]	(袋)	420	75	45	120
消 火 液 増 粘 剤 [CMC]	(袋)	142	25	10	35
着 色 剤	(箱)	—	—	1	1

※エフアールT 1缶=20kg

MAP 1袋=30kg

CMC 1袋=20kg

2 林野火災消火用資機(器)材

(令和5年12月31日現在)

	普代村	久慈広域連 合消防本部	県北広域 振興局	三陸北部 森林管理署 久慈支署	合 計
可搬式散水装置 (台)	30	83	256(244)	19	401
軽可搬消防ポンプ (台)	—	—	1(1)	2	3
山林防災スプレーヤー (台)	—	—	2(2)	—	2
移動用水槽 (台)	1	2	6(6)	2	11
布製バケツ (個)	10	—	71(71)	27	108
チェーンソー (台)	—	11	—(—)	3	14
刈 払 機 (台)	—	—	—(—)	8	8
スコップ (丁)	12	84	63(63)	53	212
唐 鋏 (丁)	9	—	59(59)	101	169
小型動力ポンプ (台)		4	—(—)	—	4

※ () 内は岩手県所管分のうち消防本部等で保管しているものである。

2-13-1 ダムの現況

1	ダ ム 名	普代ダム
2	水 系 名	大沢川
3	河 川 名	大沢川
4	位 置	普代村 5-28-4
5	ダ ム 緒 元	(1) 堤高 37.3m (2) 堤頂長 97m (3) 堤体積 42,000 m ³ (4) 型式 重力式コンクリート
6	貯 水 池	(1) 集水面積 6.6 m ² (2) 湛水面積 13ha
7	貯 水 容 量	(1) 総量 1,130,000 m ³ (2) 有効量 930,000 m ³
8	目 的	(1) 治水 (2) 灌漑

2-13-2 砂防指定地及び砂防施設一覧

(平成31年3月14日)

溪 流 名	位 置	砂防施設の種類	指定年月日
深渡川	普代・柏木平地区	堰 堤	昭和36年12月8日
太田名部沢	普代・太田名部地区	堰 堤	昭和42年3月31日
沢川	普代・沢向地区	堰 堤	昭和62年2月12日
普代の沢	普代・第13地割	堰 堤	平成31年3月14日

2-13-3 雨量、水位観測施設一覧

1 雨量観測箇所(気象観測施設)

設置機関	観測所名	設置場所	所在地	標高 (m)	過去最大日雨量		種別
					日雨量	起因	
気象庁	普代	普代村簡易水道水源地	普代村第13地割 字普代65-3	8	290	H18.12.27	地域雨量観測所
久慈広域連合 消防本部	久慈消防署	久慈消防署	久慈市長内町 29-21-1	4	220	H.21.10.8	雨量観測所

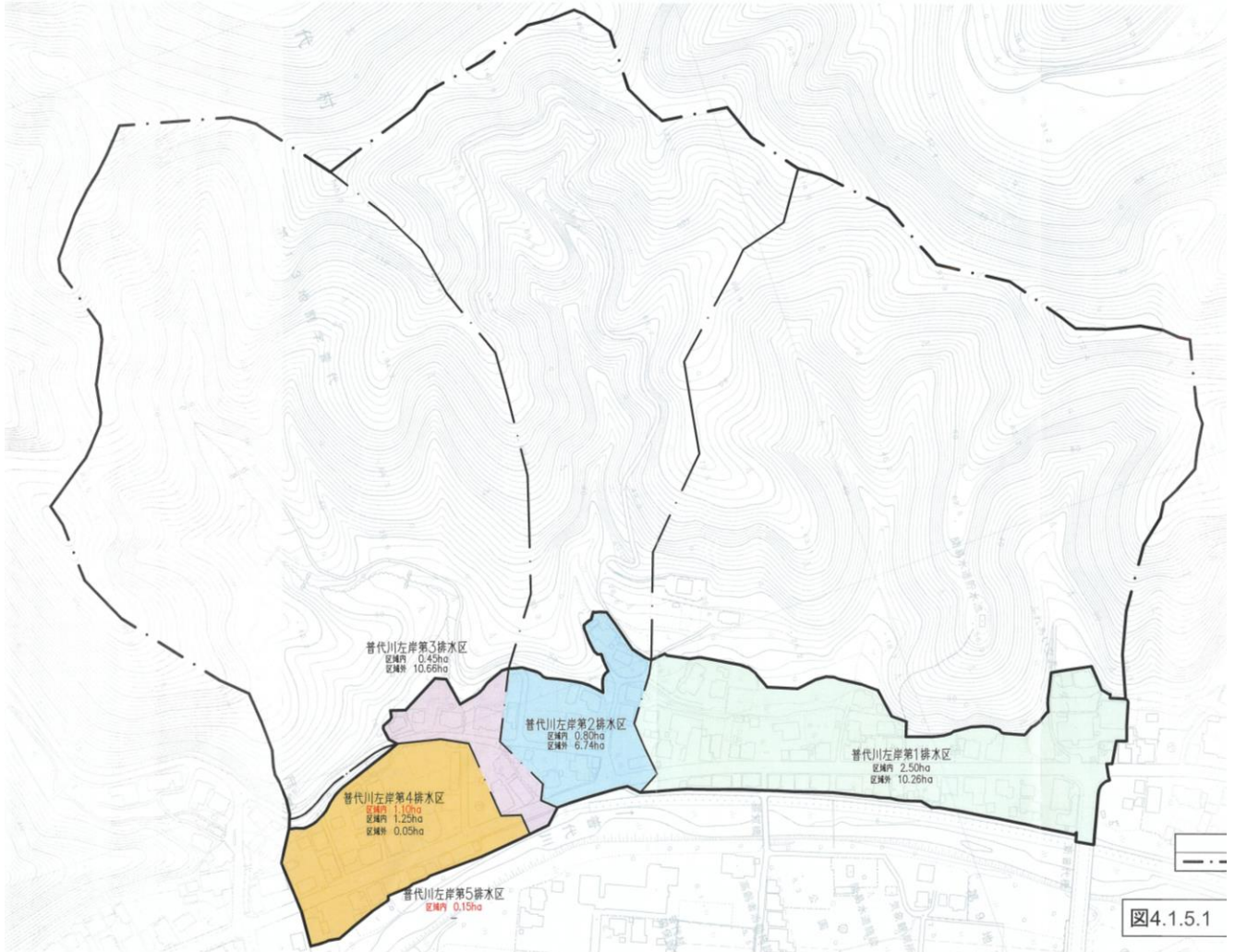
2 水位観測箇所(水位観測施設)

設置機関	河川名	観測所名	設置場所	水防団 待機 水位 (m)	はん 濫 注意 水位 (m)	避難 判断 水位 (m)	堤防 上端高 (m)	量水標点 (TP高 (m)	過去最大	
									水位	起因
岩手県 (久慈地振興局)	普代川	普代川	普代	1.2	1.5	1.5	3.0			

2-13-4 湛水防除事業の実施計画

1 普代村第13地割字普代地内(国道45号沿い、普代川河川流域)

計画区域図



2-13-5 河川水門一覧

設置機関	水門	水系名	河川名	水門の設置場所	種類	管理担当 消防団	備 考
岩手県	1	普代川	普代川	普代町裏	フラップ		
岩手県	2	普代川	普代川	普代町裏	フラップ		
岩手県	3	普代川	普代川	新普代橋	フラップ		
岩手県	4	普代川	普代川	上普代	フラップ		
岩手県	5	普代川	普代川	上普代2	フラップ		
岩手県	6	普代川	茂市川	普代	フラップ		

2-13-6 河川水門管理要綱

(要 旨)

第1 この要綱は、別に定めのあるもののほか、知事が管理する河川に設置されている水門、樋門及び樋管（以下「河川水門」という。）を合理的に管理するために必要な事項を定めるものとする。

(管理の原則)

第2 河川水門は、洪水、高潮、津波等（以下「洪水等」という。）による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、洪水等の発生の場合に有効かつ適切に操作されるように維持管理されなければならない。

(河川水門の管理の委託)

第3 知事は、洪水等による危険が切迫した場合における河川水門の捜査の緊急性等にかんがみ、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第99条の規定に基づき、河川管理施設である河川水門の維持または操作その他これに類する河川の管理に属する事務を河川水門所在の市町村に委託するものとする。

(知事の管理事項)

第4 知事は、おおむね次の各号に掲げる事項に関し河川水門の管理を行う。

- (1) 特に必要があると認める場合における河川水門の巡視及び点検をすること。
- (2) 河川管理施設である河川水門の改修工事及び修繕工事を施工すること。
- (3) 次に掲げる場合において、洪水等による災害が発生するおそれがあると認められるときは、関係市町村及び法第26条の規定により許可を受けて河川水門を設置した者（以下「許可河川水門設置者」という。）に対し、警戒勤務体制をとるよう通知すること。
 - ア 気象予報または気象警報が発令された場合
 - イ 著しい降雨または融雪により河川の水位が上昇するおそれがあると認められる場合
 - ウ 河川の水位または潮位に著しい変動がある場合
- (4) 許可河川水門設置者に対し、河川水門の管理体制について指導し、及び助言すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、河川水門の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(市町村の管理事項)

第5 河川水門の管理の委託を受けた市町村は、次の各号に掲げるところによる、河川水門の維持または操作その他これに類する河川の管理に属する事務を執行するものとする。

- (1) 平常時における河川水門の維持または操作は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - ア 河川水門を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検し、常に良好な状態に維持すること。
 - イ 毎年度3回（原則として、6月、8月及び翌年3月とする。ただし、河川水門のうち、既往最高潮位の及ぶ土地の区域内に存する河川水門（以下「潮位関連河川水門」という。）にあつては、原則として、7月、11月及び翌年3月とする。）以上、河川水門の開閉部分の試運転（注油を含む。以下同じ。）をすること。
- (2) 前号アの規定により河川水門を巡視したときは、河川水門巡視記録（様式第1号）を作成し、備えておくものとする。
- (3) 次に掲げる場合において、洪水等が発生するおそれがあると認められるときは、警戒勤務体制に入るものとする。
 - ア 次に掲げる気象予報又は気象警報が発令された場合

- (7) 浸水注意報、洪水注意報、津波注意報（潮位関連河川水門の場合に限る。）
 - (4) 気象警報、浸水警報、洪水警報、高潮警報、津波警報、波浪警報（潮位関連河川水門の場合に限る。）
 - イ 次に掲げる水防活動の利用に適合する予報又は警報が発令された場合
 - (7) 水防活動用気象注意報、水防活動用高潮注意報、水防活動用洪水注意報
 - (4) 水防活動用気象警報、水防活動用高潮警報、水防活動用洪水警報
 - ウ 洪水予報又は水防警報が発令された場合
 - エ 河川の水位が警報水位に達した場合
 - オ 海水に著しい変動があった場合（潮位関連河川水門の場合に限る。）
 - カ 人体に感じる程度の地震が発生した場合（潮位関連河川水門の場合に限る。）
 - キ 特に知事が指示した場合
- (4) 警戒勤務体制における河川水門の操作は、次に掲げるところにより行うものとする。
- ア 河川水門付近に河川水門を操作する者を待機させること。
 - イ 河川水門を点検して、いつでも操作できるようにしておくこと。
 - ウ 夜間に備えて、照明器具を準備しておくこと。
 - エ 洪水等の発生状況を判断し、適切かつ敏速に河川水門を操作すること。ただし、操作及び避難の時間を確保できないおそれがある時は避難を優先すること。
- (5) 第2号の規定により警戒勤務体制に入った後で、洪水等の発生するおそれがないと認められるときは、警戒勤務体制を解除し、河川水門を開放しておくこと。
- (6) 次に掲げるところにより所要の報告をすること。
- ア 毎年度4月15日までに河川水門管理体制報告書（様式第2号）を所管地方振興局長に提出するものとし、年度途中において河川水門管理体制に変動が生じたときもその都度提出するものとする。
 - イ 次に掲げる事項を行ったときは、その都度所管地方振興局長に報告すること。
 - (7) 河川水門の試運転をしたとき
 - (4) 河川水門の異常を発見したとき
 - (7) 警戒勤務体制に入ったとき
 - (5) 河川水門を操作（試運転のための操作を除く。）したとき
 - (4) 警戒勤務体制を解除したとき
 - (7) 前号イ(7)の規定による報告は、河川水門の試運転後7日以内に河川水門開閉操作報告書（様式第3号）により行うものとする。

(情報連絡)

第6 知事は、河川水門の管理に関し必要な気象、降雨量、水位、指示等に関する情報連絡を市町村及び許可河川水門設置者との間において相互に密にし、洪水等の発生の際における河川水門の操作に遺憾のないようにするものとする。

(国土交通大臣等に対する協力要請)

第7 知事は、国土交通大臣、市長村長及び許可河川水門設置者に対し、国土交通大臣及び市長村長の管理する河川に設置されている河川水門及び第26条の規定により許可を受けて設置された河川水門についても、その管理については、この要綱の趣旨に添って国土交通大臣、市長村長及び許可河川水門設置者を通ずる一体的運営が期せられるよう協力を求めるものとする。

様式第1号

河 川 水 門 巡 視 記 録			
検 印			
年 月 日	巡視者職氏名		
天 候	気 温		
巡 視 状 況	概 要		
	水門、樋門及び樋管	河川名及び設置場所	状 況 及 び 措 置

様式第2号

第 号
年 月 日

振興局長 様

市長村長 氏 名 ㊟

年度河川水門管理体制 (変更) 報告書

このことについて、河川水門管理要綱第5第6号アの規定により報告します。

水門、樋門 及び樋管名	河川名及び 設置場所	型 式	開 閉 方 法	門 数	管 理 操 作 責任者住所 氏 名	管 理 操 作 担当者住所 氏 名	試運転予定 年月日その 他管理方法

注 年度途中における報告にあつては、管理体制の変更に係る部分について報告すること。

様式第3号

第 号
年 月 日

振興局長 様

市長村長 氏 名 ⑩

河川水門開閉操作報告書

このことについて、河川水門管理要綱第5第6号イ(ア)の規定により報告します。

水門、樋門 及び樋管名	河川名及び 設置場所	型式	開閉 方法	門数	試 運 転 の 年 月 日	試運転の結果及び施設の 異常の有無並びに措置

注 試運転の結果及び施設の異常の有無並びに措置については、具体的に記入すること。

2-15-1 海岸保全区域要指定延長

(令和5年4月1日)

所管別	海岸線 延長 (m)	要保全海岸 延長 (m)	海岸保全区域 延長 (m)	要指定 延長 (m)	備考
国土交通省 河川局			1,261		太田名部 (普代浜)
水産庁			140		堀内
計			1,401		

※延長に重複区間を含む。

2-15-2 海岸防潮堤一覧

(令和4年3月31日現在)

所管別	地区名	堤防延長 (m)	堤高 (TP) (m)	門扉		摘要 (設置機関)
				水門	扉門	
国土交通省 水管理・国土 交保全局	宇留部地区	1,566	5.50 15.50	2	3	県
	太田名部地区	155	15.50	1	1	県
国土交通省 港湾局						
水産庁						
農林水産省 農村振興局						

2-15-3 海岸水門一覧

設置 機関	水門名	設置場所	開閉方式	管理担当 消防団
岩手県	普代水門	宇留部地区	シェルローラーゲート	第1分団1部
岩手県	普代陸閘(右岸)	宇留部地区	引戸式	第1分団1部
岩手県	普代陸閘(左岸)	宇留部地区	引戸式	第1分団1部
岩手県	宇留部水門	宇留部地区	マイター両開き	第1分団1部
岩手県	太田名陸閘	明神地区	マイター両開き	第3分団
岩手県	太田名部水門	明神地区	フラップ2連	第3分団

2-15-4 海岸水門管理要綱

(要 旨)

第1 この要綱は、別に定めのあるもののほか、海岸管理者が管理する海岸保全区域に設定されている水門及び樋門(以下「水門等」という。)を合理的に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(管理の原則)

第2 水門等は、津波、高潮、その他海水の変動等(以下「津波等」という。)による災害から国土、公共物及び県民の生命、財産等を守るため、津波等の発生の場合、有効かつ迅速に操作されるように維持管理されなければならない。

(水門等の管理の委託)

第3 海岸管理者は、津波等による危険が切迫した場合における、水門等の操作の緊急性等にかんがみ、海岸保全施設である水門等の維持又は操作その他これに類する海岸の管理に関する事務を水門等所在の市町村に委託するものとする。

(海岸管理者の管理事項)

第4 海岸管理者は、おおむね次に掲げる事項に関し水門等の管理を行う。

- (1) 特に必要があると認める場合における水門等の巡視及び点検をすること。
- (2) 海岸保全施設である水門等の改修工事及び修繕工事を施工すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、水門等の管理に関し特に必要があると認める事項について適切な措置をとること。

(市町村の管理事項)

第5 水門等の管理の委託を受けた市町村は、次に掲げるところにより、水門等の維持又は操作その他これに類する海岸の管理に属する事務を執行するものとする。

- (1) 平常時における水門等の維持又は操作は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - ア 水門等を支障なく閉鎖できるよう随時巡視点検すること。
 - イ 水門等の自動開閉装置の導水部分、水門等の開閉部分並びにこれらに関連する路面及び河床面を水門等の開閉に支障のないように整備しておくこと。
- (2) 前号アの規定により水門等を巡視したときは、海岸水門等巡視記録(様式第1号)を作成し備えておくものとする。
- (3) 水門等は、毎年3回(原則として、7月、11月及び3月とすること。)以上開閉操作の試運転(水門等の主要部分への注油等を含む。)を行うものとする。

(警戒勤務)

第6 委託を受けた市町村は、次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、災害が発生するおそれがあると判断したときは、警戒勤務につき、水門等を閉鎖するものとする。

- (1) 津波注意報又は津波警報が発令されたとき。

- (2) 高潮警報又は波浪警報が発令されたとき。
 - (3) 海水に著しい変動があったとき。
 - (4) 人体に感じる程度の地震が発生したとき。
 - (5) 海岸管理者から指示されたとき。
- 2 警戒勤務態勢時における水門等の操作は次に掲げるところにより行うものとする。
- (1) 水門等を点検して、いつでも操作できるようにしておくこと。
 - (2) 夜間に備えて、照明器具を準備しておくこと。
 - (3) 津波の発生状況を判断し、適切かつ迅速に水門等を操作すること。ただし、操作及び避難の時間を確保できないおそれがある時は、避難を優先すること。

(警戒勤務の解除)

第7 委託を受けた市町村は、前条の警戒勤務についた後において、災害が起こるおそれがないと判断したときは、警戒勤務を解除し、水門等を開くものとする。

(報 告)

- 第8** 委託を受けた市町村は、毎年度4月15日までに当該年度の海岸水門等管理体制報告書(様式第2号)を所管する広域振興局長に提出しなければならない。
- 2 前号の報告書は、年度途中において水門等の管理体制に変動が生じたときも、その都度提出しなければならない。
 - 3 委託を受けた市町村は、第5第3号に規定する試運転を行ったときは、水門等開閉操作報告書(様式第3号)を当該試験運転の日後10日以内に所管する広域振興局長等に提出しなければならない。

様式第1号

海岸水門等巡視記録

年	月	日	巡視者 氏名 :
---	---	---	----------

巡視状況	水門又は樋門名	設置場所	状況

※ 対応状況欄には、以下の基準に合致する項目に○印を付すること。
1 : 障害物等の除去を行うなど、施設閉鎖ができるように対応した。
2 : 障害の状況を施設管理者へ連絡した。
 (連絡日時、相手の氏名： 月 日 時 分 氏名)
3 : その他 (以下の状況を記載のこと)

様式第2号

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

市 町 村 長 氏 名 印

年度海岸水門等管理体制(変更)報告書
このことについて、海岸水門管理要綱第8第1項(第2項)の規定により報告します。

水門又は樋門名	設置場所	型式	開閉方法	門数	管理操作責任者住所氏名	管理操作担当者住所氏名	試運転予定年月日その他管理方法

様式第3号

第 号
年 月 日

広域振興局長 様

市 町 村 長 氏 名 印

海岸水門等開閉操作報告書

このことについて、海岸水門管理要綱第8第3号の規定により報告します。

水門又は 樋 門 名	設置 場所	型式	開閉 方法	門 数	試運転及び注油 等の月日	試運転の結果 及び水門等の 異状の有無	措置の状況

注 試運転の結果及び水門等の異常の有無の欄には、具体的に記入すること。

2-16-1 土砂災害発生危険箇所一覧

(令和 5 年 3 月 31 日)

所 管 別		区 分		箇所数 (箇所)	保全対象人家 (戸)
国土交通省 (土砂災害警戒区域)		地すべり		—	—
		急傾斜地の崩壊		42	—
		土石流		33	—
		計		75	—
林野庁	国 有 林	地すべり危険箇所		—	—
		山地災害危険地区	山腹崩壊	—	—
			流出崩壊	—	—
			計	—	—
	民 有 林	地すべり危険箇所		—	—
		山地災害危険地区	山腹崩壊	12	230
			流出崩壊	46	753
計	58	983			
農林水産省		地すべり危険箇所		—	—

2-16-2 土石流危険渓流一覧

番号	箇所番号	箇所名	郡・市	区・町・村	字	告示番号	告示年月日
1	A042008	沢向の沢	下閉伊郡	普代村	第19地割字白井	岩手県告示第145号	H22. 2. 19
						岩手県告示第287号	R4. 4. 26
2	A052016	茂市の沢(2)	下閉伊郡	普代村	第25地割卯子酉	岩手県告示第145号	H22. 2. 19
						岩手県告示第287号	R4. 4. 26
3	A052101	落合の沢	下閉伊郡	普代村	第11地割柏木平	岩手県告示第145号	H22. 2. 19
						岩手県告示第287号	R4. 4. 26
4	A042007	堀内の沢	下閉伊郡	普代村	第21地割字堀内	岩手県告示第145号	H22. 2. 19
						岩手県告示第287号	R4. 4. 26
5	A043002	普代の沢(2)	下閉伊郡	普代村	第13地割字普代	岩手県告示第145号	H22. 2. 19
						岩手県告示第287号	R4. 4. 26
6	A043003	普代の沢(3)	下閉伊郡	普代村	第13地割	岩手県告示第145号	H22. 2. 19
7	A043011	普代の沢(11)	下閉伊郡	普代村	第15地割字堤	岩手県告示第145号	H22. 2. 19
						岩手県告示第287号	R4. 4. 26
8	A043012	普代の沢(12)	下閉伊郡	普代村	第15地割字堤	岩手県告示第145号	H22. 2. 19
						岩手県告示第287号	R4. 4. 26
9	A043013	普代の沢(13)	下閉伊郡	普代村	第14地割字宇留部	岩手県告示第145号	H22. 2. 19
						岩手県告示第287号	R4. 4. 26
10	A043014	普代の沢(14)	下閉伊郡	普代村	第14地割字宇留部	岩手県告示第145号	H22. 2. 19
						岩手県告示第287号	R4. 4. 26

11	A053011	普代の沢(15)	下閉伊郡	普代村	第13地割字普代	岩手県告示第145号	H22. 2. 19
						岩手県告示第287号	R4. 4. 26
12	A053012	普代の沢(16)	下閉伊郡	普代村	第13地割字普代	岩手県告示第145号	H22. 2. 19
						岩手県告示第287号	R4. 4. 26
13	A043009	普代の沢(9)	下閉伊郡	普代村	第15地割字堤	岩手県告示第620号	H28. 7. 15
14	B043101	普代の沢(18)	下閉伊郡	普代村	第15地割字堤	岩手県告示第620号	H28. 7. 15
						岩手県告示第287号	R4. 4. 26
15	B043103	太田名部の沢(2)	下閉伊郡	普代村	第8地割字太田名部	岩手県告示第620号	H28. 7. 15
						岩手県告示第287号	R4. 4. 26
16	A043001	普代の沢	下閉伊郡	普代村	第13地割普代	岩手県告示第237号	R3. 3. 26
17	A043005	普代の沢(5)	下閉伊郡	普代村	第7地割明神	岩手県告示第237号	R3. 3. 26
18	A043006	普代の沢(6)	下閉伊郡	普代村	第7地割明神	岩手県告示第237号	R3. 3. 26
19	A043007	普代の沢(7)	下閉伊郡	普代村	第14地割字留部	岩手県告示第237号	R3. 3. 26
20	A043008	普代の沢(8)	下閉伊郡	普代村	第14地割字留部	岩手県告示第237号	R3. 3. 26
21	A043010	普代の沢(10)	下閉伊郡	普代村	第15地割堤	岩手県告示第237号	R3. 3. 26
22	A043015	力持の沢	下閉伊郡	普代村	第24地割鳥居	岩手県告示第237号	R3. 3. 26
23	A043016	力持の沢(2)	下閉伊郡	普代村	第16地割天拝坂	岩手県告示第237号	R3. 3. 26
24	A043017	太田名部の沢	下閉伊郡	普代村	第8地割太田名部	岩手県告示第237号	R3. 3. 26
25	A052014	萩牛の沢(3)	下閉伊郡	普代村	第30地割萩牛	岩手県告示第237号	R3. 3. 26
26	B042107	北の股の沢	下閉伊郡	普代村	第26地割北の股	岩手県告示第237号	R3. 3. 26

27	B042108	鳥居の沢	下閉伊郡	普代村	第24地割鳥居	岩手県告示第237号	R3.3.26
28	B043102	普代の沢(17)	下閉伊郡	普代村	第8地割太田名部	岩手県告示第237号	R3.3.26
29	B052101	茂市の沢(4)	下閉伊郡	普代村	第25地割卯子西	岩手県告示第237号	R3.3.26
30	B053101	上普代の沢	下閉伊郡	普代村	第12地割中村	岩手県告示第237号	R3.3.26
31	J052104	茂市の沢	下閉伊郡	普代村	第31地割南股	岩手県告示第237号	R3.3.26
32	J052105	茂市の沢(3)	下閉伊郡	普代村	第31地割南股	岩手県告示第237号	R3.3.26
33	J053102	普代の沢(19)	下閉伊郡	普代村	第10地割羅賀	岩手県告示第237号	R3.3.26

2-16-3 山地災害危険箇所一覧

(令和5年3月31日)

山腹崩壊危険地区一覧表

危険地区 番 号	位 置	危険度	面積 (h a)	保全対象 人家 (戸)	治山事業の 進歩状況
49-1	普代村 21 地割堀内	C	1	2	無
49-2	普代村 14 地割宇留部	A	3	5	概成
49-3	普代村 7 地割明神	B	2	-	概成
49-4	普代村 14 地割宇留部	A	2	17	概成
49-5	普代村 7 地割明神	A	1	25	概成
49-6	普代村 7 地割明神	A	2	18	概成
49-7	普代村 8 地割太田名部	A	4	62	概成
49-8	普代村 7 地割明神	A	2	82	概成
49-9	普代村 19 地割白井	B	1	3	概成
49-10	普代村 6 地割中山	A	1	13	概成
49-11	普代村 19 地割白井	B	1	1	無
49-12	普代村 20 地割馬場野	B	1	2	無
			計	230	

崩壊土砂危険地区一覧表

危険地区 番 号	位 置	危険度	面積 (h a)	保全対象 人家 (戸)	治山事業の 進歩状況
49-1	普代村 21 地割堀内	B	1.36	10	概成
49-2	普代村 21 地割堀内	B	0.11	55	無
49-3	普代村 21 地割堀内	B	5.35	84	概成
49-4	普代村 21 地割堀内	C	1.11	-	概成
49-5	普代村 21 地割堀内	C	2.12	-	概成
49-6	普代村 22 地割沢向	C	4.46	-	概成
49-7	普代村 19 地割白井	B	0.07	14	無
49-8	普代村 16 地割天拝坂	B	0.02	14	概成
49-9	普代村 17 地割野胡桃	C	0.18	3	無
49-10	普代村 7 地割明神	B	3.69	38	概成
49-11	普代村 17 地割野胡桃	C	0.24	3	概成
49-12	普代村 14 地割宇留部	C	0.42	1	無
49-13	普代村 24 地割鳥居	A	1.3	53	無

49-14	普代村 25 地割卯子酉	C	0.37	5	無
49-15	普代村 26 地割北の股	C	0.1	1	無
49-16	普代村 26 地割北の股	C	0.04	1	無
49-17	普代村 26 地割北の股	C	0.55	3	無
49-18	普代村 28 地割芦生	C	0.1	-	無
49-19	普代村 28 地割芦生	A	1.01	24	無
49-20	普代村 28 地割芦生	A	1.69	9	無
49-21	普代村 15 地割堤	C	0.21	1	一部概成
49-22	普代村 14 地割宇留部	B	1.49	2	概成
49-23	普代村 14 地割宇留部	A	0.08	1	無
49-24	普代村 13 地割普代	B	0.04	60	無
49-25	普代村 13 地割普代	B	0.07	30	無
49-26	普代村 13 地割普代	B	0.07	35	概成
49-27	普代村 13 地割普代	A	0.14	46	無
49-28	普代村 8 地割太田名部	A	0.32	29	概成
49-29	普代村 8 地割太田名部	A	0.46	46	概成
49-30	普代村 10 地割羅賀	C	0.61	4	概成
49-31	普代村 11 地割柏木平	B	0.35	1	無
49-32	普代村 11 地割柏木平	B	0.31	-	無
49-33	普代村 8 地割太田名部	C	1.4	2	概成
49-34	普代村 5 地割上の山	C	3.77	-	無
49-35	普代村 5 地割上の山	C	3.56	-	概成
49-36	普代村 4 地割和野山	C	0.19	-	一部概成
49-37	普代村 3 地割黒崎	C	0.74	1	概成
49-38	普代村 3 地割黒崎	C	0.07	-	概成
49-39	普代村 2 地割ネダリ浜	C	0.25	-	概成
49-40	普代村 12 地割中村	C	1.94	1	概成
49-41	普代村 27 地割茂市	B	0.49	14	一部概成
49-42	普代村 30 地割萩牛	A	0.92	36	一部概成
49-43	普代村 31 地割南股	B	1.62	-	概成
49-44	普代村 13 地割普代	A	0.32	57	概成
49-45	普代村 17 地割野胡桃	A	0.97	35	一部概成
49-46	普代村 8 地割太田名部	A	0.71	34	概成
			計	753	

2-16-4 急傾斜地崩壊危険箇所一覽

番号	箇所番号	箇所名	字	告示番号	告示年月日
1	043A0645	普代(1)	第13地割字普代	岩手県告示第794号	H20.11.21
				岩手県告示第287号	R4.4.26
2	043A0646	普代(2)	第13地割字普代	岩手県告示第794号	H20.11.21
				岩手県告示第287号	R4.4.26
3	043A1001	普代	第7地割字明神	岩手県告示第794号	H20.11.21
				岩手県告示第287号	R4.4.26
4	053A1001	上普代	第12地割字中村	岩手県告示第794号	H20.11.21
				岩手県告示第287号	R4.4.26
5	053D1001	上普代-3	第12地割字中村	岩手県告示第794号	H20.11.21
				岩手県告示第287号	R4.4.26
6	043D1001	普代二	第13地割字中村	岩手県告示第145号	H22.2.19
				岩手県告示第287号	R4.4.26
7	043E1002	普代-5	第15地割字堤	岩手県告示第145号	H22.2.19
				岩手県告示第287号	R4.4.26
8	043E1003	普代-6	第15地割字堤	岩手県告示第145号	H22.2.19
				岩手県告示第287号	R4.4.26
9	053A1002	普代-9	第8地割字太田名部	岩手県告示第218号	H24.3.30
				岩手県告示第287号	R4.4.26
10	043A0652	大沢(1)	第8地割字太田名部	岩手県告示第218号	H24.3.30
				岩手県告示第287号	R4.4.26
11	043A0648	太田名部(1)	第7地割字明神	岩手県告示第620号	H28.7.15
				岩手県告示第287号	R4.4.26
12	043A0649	太田名部(2)	第7地割字明神	岩手県告示第620号	H28.7.15
				岩手県告示第287号	R4.4.26
13	043A0650	太田名部(3)	第7地割字明神	岩手県告示第620号	H28.7.15
				岩手県告示第287号	R4.4.26
14	043A0653	大沢(2)	第8地割字太田名部	岩手県告示第620号	H28.7.15
				岩手県告示第287号	R4.4.26
15	043B1003	太田名部	第7地割字明神	岩手県告示第620号	H28.7.15
				岩手県告示第287号	R4.4.26
16	043B1004	太田名部-1	第6地割字中山	岩手県告示第620号	H28.7.15
				岩手県告示第287号	R4.4.26

17	043B1006	太田名部-3	第 6 地割字中山	岩手県告示第 620 号	H28. 7. 15
				岩手県告示第 287 号	R4. 4. 26
18	043D0651	太田名部(4)	第 8 地割字太田名部	岩手県告示第 620 号	H28. 7. 15
				岩手県告示第 287 号	R4. 4. 26
19	053B1003	普代-4	第 13 地割字普代	岩手県告示第 620 号	H28. 7. 15
				岩手県告示第 287 号	R4. 4. 26
20	053B1004	上普代-1	第 12 地割字中村	岩手県告示第 620 号	H28. 7. 15
				岩手県告示第 287 号	R4. 4. 26
21	053B1006	普代-8	第 13 地割字普代	岩手県告示第 838 号	H29. 11. 24
				岩手県告示第 287 号	R4. 4. 26
22	042B1005	沢向	第 21 地割堀内	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
23	042B1006	不行道	第 16 地割天拝坂	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
24	042B1007	白井	第 23 地割小谷地	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
25	042D1001	沢向-1	第 20 地割馬場野	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
26	042E1003	堀内	第 21 地割堀内	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
27	042E1004	長途	第 23 地割小谷地	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
28	042E1005	長途-1	第 23 地割小谷地	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
29	042E1006	堀内机	第 21 地割堀内	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
30	042E1007	堀内-1	第 21 地割堀内	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
31	043A0647	宇留部	第 14 地割宇留部	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
32	043A1002	普代一	第 14 地割宇留部	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
33	043A1003	普代-7	第 14 地割宇留部	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26
34	043B1001	力持	第 17 地割野胡桃	岩手県告示第 237 号	R3. 3. 26

35	043B1005	太田名部-2	第5地割上の山	岩手県告示第237号	R3.3.26
36	043E1001	力持-1	第16地割天拝坂	岩手県告示第237号	R3.3.26
37	052B2001	芦渡	第29地割芦渡	岩手県告示第237号	R3.3.26
38	052B2002	萩牛	第30地割萩牛	岩手県告示第237号	R3.3.26
39	052E2001	茂市	第27地割茂市	岩手県告示第237号	R3.3.26
40	052E2002	萩牛-1	第30地割萩牛	岩手県告示第237号	R3.3.26
41	053B1002	普代-3	第8地割太田名部	岩手県告示第237号	R3.3.26
42	053B1005	上普代-2	第10地割羅賀	岩手県告示第237号	R3.3.26

2-17-1 消防組織法第 39 条に基づく消防相互応援協定の締結状況

応援協定名	応援協定締結団体名	締結年月日
宮古、下閉伊地区 消防相互応援協定	宮古市 (旧宮古市、旧田老町、旧新里村、旧川井村) 山田町 岩泉町 田野畑村 普代村	昭和 41 年 9 月 19 日
久慈地区広域行政事務組合 消防相互応援協定	久慈市 (旧久慈市、旧山形村) 洋野町 (旧種市町、旧大野村) 野田村 普代村	昭和 62 年 4 月 1 日
久慈地区広域行政事務組合 消防相互応援協定変更消防 相互応援協定	久慈市 洋野町 野田村 普代村	平成 18 年 12 月 15 日

2-17-2 消防力一覧

(令和5年4月1日現在)

区 分	普代分署	普代村消防団							合計
		本部	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	
消防職員	15								15人
消防団員		8	49	15	18	13	16	17	136人
水槽付ポンプ車	1		1						1 (1)
普通ポンプ車			1	1	1				3
小型ポンプ積載車			1		1	1	1	2	6
小型ポンプ		2							3
資機材搬送車		1							1
高規格救急車	1								(1)
指令車		1							1
防災活動車		1							1

注 合計 () は常備消防貸与分

2-20-1 岩手県沿岸排出油等防除協議会の状況

1 岩手県沿岸排出油等防除協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）（以下「海防法」という。）第43条の6第1項の協議会として、岩手県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質（以下「排出油等」という。）が排出され、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合の防除活動について必要な事項を協議し、その実施を推進することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この会の名称を「岩手県沿岸排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等の防除に関する自主基準（防除活動マニュアル等）の作成
- (2) 排出油等の防除活動に必要な防除資機材等の整備の推進
- (3) 排出油等の防除に関する講習及び訓練の実施
- (4) 排出油等の防除活動の連携の推進
- (5) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(組織)

第4条 協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、釜石海上保安部長をもって充て、会務を総理する。
- 3 会員は、岩手県沿岸海域等において、別表に掲げる排出油等の防除活動に関係する行政機関、地方公共団体、関係団体及び民間事業所等とする。
- 4 協議会の組織を次の5地区に区分する。
 - (1) 久慈地区（洋野町、久慈市、野田村）
 - (2) 宮古地区（普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市）
 - (3) 山田地区（山田町）
 - (4) 釜石地区（釜石市、大槌町）
 - (5) 大船渡陸前高田地区（大船渡市、陸前高田市）
- 5 各地区に地区部会を設け、各地区における大量の油又は排出油等が排出され、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合の防除活動について必要な事項を協議し、その実施を推進することとする。
- 6 各地区部会の名称、部会長及び庶務担当は次のとおりとする。

地区部会名称	地区部会長	庶務担当
久慈地区部会	八戸海上保安部長	八戸海上保安部警備救難課
宮古地区部会	宮古海上保安署長	宮古海上保安署
山田地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課
釜石地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課
大船渡陸前高田地区部会	釜石海上保安部長	釜石海上保安部警備救難課

- 7 協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会を置くことができる。技術専門委員会の委員は、会員の推薦する者のうちから第5条の会議の同意を得て会長又は地区部会長が指名する。

(会議)

第5条 会議は定例会議及び臨時会議とし、会長又は地区部会長が召集するものとする。

- 2 定例会議は、年1回程度開催する。
- 3 臨時会議は、必要に応じ開催する。

(情報の交換)

第6条 会員は、排出油等防除に必要な次の資料（4月1日現在のもの）を毎年1回、会長に提出するものとする。

なお、変更を生じた場合は随時報告するものとする。

- (1) 資機材の整備、保有状況
- (2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）
- (3) その他、必要な事項
(訓練等)

第7条 会員は、排出油等事故発生時における防除活動の技術、知識向上のため、各地区の排出油等防除訓練のほか、随時開催する講習会に積極的に参加するものとする。

(情報提供)

第8条 会長又は地区部会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知するものとする。

(総合調整本部の設置)

第9条 会長又は地区部会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合には、総合調整本部を設置し、情報の共有や既実施された防除措置の状況の周知等に努めるとともに、会員が、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ的確な防除活動を実施できるよう調整を行うものとする。

2 前項の総合調整本部が設置された場合、当該地区の会員は、総合調整本部に担当者を派遣するものとする。

3 会長又は地区部会長は、必要に応じて、原因者、P I等の保険機関担当者（保険査定人を含む）、指定海上防災機関の職員、その他の防除措置を的確に実施するために必要となる知識を有する者等会員以外の関係者も総合調整本部に参加を要請するものとする。

(会員による防除活動等)

第10条 会員である船舶所有者等、石油関係企業、石油化学・電力等の企業等は、海防法第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施する。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体にあつては、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による海上保安部長等の要請により防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、港湾土木関係企業、油処理関連企業、漁業者団体等にあつては、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛による防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(経費の求償)

第11条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は、原則として会員ごとに原因者に請求するものとし、協議会はその調整及び促進を図るものとする。

(災害の補償)

第12条 防除活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、または廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する関係機関等が当たるものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第13条 協議会は、海防法第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、同法律第43条の5第1項に基づく岩手県沿岸海域に係る排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対して意見を述べるものとする。

(協議)

第14条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定めのない事項について、協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、釜石海上保安部警備救難課で行う。

附 則

1 この会則は、平成6年12月1日から施行する。

- 2 本会則は、一部改正の日（平成 10 年 1 月 28 日）から施行する。
- 3 本会則は、一部改正の日（平成 20 年 3 月 5 日）から施行する。
- 4 本会則は、一部改正の日（平成 26 年 3 月 31 日）から施行する。
- 5 本会則は、一部改正の日（平成 27 年 3 月 31 日）から施行する。

別 紙

岩手県沿岸流出油等災害対策協議会会員名簿

令和 4 年 4 月 1 日現在

- 1 国の関係機関
 - 釜石海上保安部
 - 八戸海上保安部
 - 宮古海上保安署
 - 東北地方整備局釜石港湾事務所
- 2 県の関係機関
 - 岩手県復興防災部
 - 県北広域振興局
 - 沿岸広域振興局
- 3 県の漁業団体
 - 岩手県漁業協同組合連合会
 - 岩手県漁船保険組合
- 4 久慈地区
 - 八戸海上保安部(久慈港流出油等災害対策協議会事務局)
 - 東北地方整備局釜石港湾事務所 久慈港事務所
 - 岩手県復興防災部
 - 岩手県農林水産部
 - 岩手県県土整備部
 - 岩手県県北広域振興局 水産部
 - 岩手県県北広域振興局 土木部
 - 岩手県漁業協同組合連合会
 - 日本船舶保険組合 岩手県支所
 - 久慈警察署
 - 久慈市
 - 洋野町
 - 野田村
 - 久慈広域連合消防本部
 - 野田村漁業協同組合
 - 久慈市漁業協同組合
 - 小子内浜漁業協同組合
 - 洋野町漁業協同組合
 - 種市漁業協同組合
 - 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 久慈国家石油備蓄基地事務所
 - 日本地下石油備蓄株式会社 久慈事業所
 - 久慈港運株式会社
 - 宮城建設株式会社
 - 五洋建設株式会社 久慈工事事務所
 - 東亜建設工業株式会社 久慈工事事務所

北日本造船株式会社 久慈工場

5 宮古地区

宮古海上保安署(宮古港流出油災害対策協議会事務局)

東北地方整備局釜石港湾事務所宮古港出張所

東北運輸局岩手運輸支局

岩手県復興防災部

岩手県農林水産部

岩手県県土整備部

岩手県沿岸広域振興局 宮古水産振興センター

岩手県沿岸広域振興局 宮古土木センター

岩手県漁業協同組合連合会

日本漁船保険組合 岩手県支所

宮古警察署

宮古市

岩泉町

田野畑村

普代村

宮古地区広域行政組合 宮古消防署

宮古漁業協同組合

重茂漁業協同組合

田老町漁業協同組合

小本浜漁業協同組合

田野畑村漁業協同組合

普代村漁業協同組合

株式会社アベキ 宮古営業所

カメイ株式会社 三陸支店

株式会社塩釜商店 宮古支店

海洋曳船株式会社

宮古港湾運送株式会社

岩手県小型船安全協会

大阪建設株式会社

株式会社本間組 岩手営業所

株式会社佐賀組 宮古営業所

陸中建設株式会社

宮古港水先人

6 山田地区

釜石海上保安部

岩手県沿岸広域振興局 宮古水産振興センター

岩手県沿岸広域振興局 宮古土木センター

山田町

宮古地区広域行政組合 山田消防署

山田町消防団

山田漁業協同組合連合会 (岩手県水難救済会山田救難所)

三陸やまだ漁業協同組合

船越湾漁業協同組合

株式会社サカモト

有限会社最上商店
三浦石油店
株式会社尾半商店

7 釜石地区

釜石海上保安部(釜石港流出油等災害対策協議会事務局)
東北地方整備局釜石港湾事務所
岩手県沿岸広域振興局 水産部
岩手県沿岸広域振興局 土木部
岩手県漁業取締事務所
海洋曳船株式会社
釜石警察署
釜石市
釜石大槌地区行政事務組合消防本部
釜石湾漁業協同組合(岩手県水難救済会釜石救難所)
釜石市漁業協同組合連合会
岩手県オイルターミナル株式会社
株式会社アベキ 釜石営業所
カメイ株式会社 釜石支店
北日本石油株式会社 釜石販売支店
三陸興産株式会社
日鐵住金物流釜石株式会社
新日鐵住金株式会社 棒線事業部釜石製鐵所
釜石水先区水先人会
釜石港安全衛生推進協議会
釜石東部漁業協同組合
唐丹町漁業協同組合
東亜建設工業株式会社 釜石工事事務所
東洋建設株式会社 岩手営業所
五洋建設株式会社 岩手営業所
若築建設株式会社 岩手営業所
株式会社及川工務店
あおみ建設株式会社 岩手営業所
みらい建設工業株式会社 岩手営業所
株式会社山元
株式会社佐賀組 釜石営業所
株式会社小澤組
新光建設株式会社
釜石レミコン株式会社
大槌町
新おおつち漁業協同組合

8 大船渡陸前高田地区

釜石海上保安部
岩手県沿岸広域振興局 大船渡水産振興センター
岩手県沿岸広域振興局 大船渡土木センター
大船渡警察署
大船渡市

大船渡地区消防組合消防本部
大船渡市漁業協同組合
カメイ株式会社 大船渡油槽所
株式会社塩釜商会 大船渡支店
全国漁業協同組合連合会大船渡油槽所
気仙郡漁業協同組合連合会
株式会社八木又商店
太平洋セメント株式会社 大船渡工場
東北汽船港運株式会社
山和商店有限会社
東海運株式会社 大船渡営業所
りんかい日産建設株式会社 岩手営業所
株式会社佐藤組
株式会社菊池組
株式会社明和土木
陸前高田市
吉浜漁業協同組合
越喜来漁業協同組合
綾里漁業協同組合
広田湾漁業協同組合

(2) 岩手県沿岸流出油等防除措置要領

第1 目的

この要領は、岩手県沿岸海域において、衝突、座礁等による船舶海難又は陸上施設から大量の油が流出した場合において、岩手県沿岸流出油等災害対策協議会(以下「沿岸流災協という。」)における、迅速かつ的確な流出油の防除のための要領を定め、もって被害の極限化に務めることを目的とする。

第2 運用の基本方針

流出油等の防除措置については、流出油等は時間の経過とともに広い範囲に拡散し、かつ、ムース化するために陸岸に漂着した場合には回収作業は海上に漂流している状態の時よりも困難となることから、流出油等が海上にあるうちに迅速・的確に防除作業を行う必要があるばかりでなく、陸岸に漂着した流出油等の回収作業も含め陸上においても、資機材の運搬、洋上で回収した流出油等の処理体制、たも、ひしゃく、バキューム車、天切りドラム缶、吸着マット等による陸岸付近での処理作業等多数の要員を必要とするものであり、このことから会員相互の緊密な連絡調整を図り、沿岸流災協と防除義務者が連携して、組織的かつ一体的な防除体制を確立し、もって流出油等の防除措置を総合的かつ効果的に実施するものとする。

第3 防除措置区分等

各会員が防除措置を担当する区分は、原則として次のとおりとする。ただし、会員は事案に応じ資機材の貸出し、人員の搬出等、可能な範囲で協力するものとする。

(1) 久慈地区

久慈港流出油等災害対策協議会の担当海域を含む久慈市及び九戸郡管内沿岸区域

(2) 宮古地区

宮古港流出油等災害対策協議会の担当海域を含むトドヶ崎以北の宮古市及び下閉伊郡管内沿岸区域

(3) 山田地区

山田湾・船越湾等流出油等災害対策協議会の担当海域を含むトドヶ崎から御箱崎に至る沿岸区域

(4) 釜石地区

釜石港流出油等災害対策協議会の担当海域を含む御箱崎から首崎に至る沿岸区域

(5) 大船渡陸前高田地区

大船渡港流出油等災害対策協議会の担当海域を含む首崎から以南の大船渡市、陸前高田市管内沿岸区域

第4 資機材の整備等

会員は、流出油に備え、常に保有資機材を把握しておくとともに、必要に応じて補充、増備に努めるものとする。

第5 防除体制

沿岸流災協の防除体制は、防除体制概念図(別図1)のとおり

第6 連絡体制

情報伝達及び出動要請を行う際の連絡系統は、連絡系統図(別図2)のとおり

第7 総合調整本部の設置と会員の招集

会長は、管内沿岸区域において大量の油が流出し、沿岸に漂着またはそのおそれがある場合は、ただちに総合調整本部を設置し、岩手県総務部(総合防災室)及び岩手県漁業協同組合連合会並びに関係地区会員に速報するとともに、防除作業方法等調整のうえ防除作業実施計画を策定するため、関係地区会員の全部もしくは一部を含む総合調整本部に招集するものとする。

また、会長が必要と認める場合は、流出油等の防除措置義務者(海防法第39条第2項または第40条に規定するものをいう。)流出事故に関する船舶にかかる船主責任保険等から派遣された関係者及び海上災害防止センター職員その他防除措置を的確に実施するために必要となる知識を有する者に同調整本部への参加を要請することができるものとする。

第8 出動の要請と防除作業の実施

- (1) 招集を受けた会員は、適当と認める所属職員を本部員として総合調整本部に派遣し、原因者を含めて効果的な防除作業を実施するための作業方法、出動勢力及び必要な資機材等について協議調整を行い、総合調整本部は策定した防除作業実施計画に基づき、関係する会員に出動を要請するものとする。
- (2) 総合調整本部から出動要請を受けた会員は、可能な限り直ちに必要な人員、資機材等を出動要請のあった現場に派遣し、定められた作業計画に基づき防除作業を実施するものとする。

第9 防除作業の指揮

- (1) 出動要請を受けた会員の防除作業の指揮は、作業計画による各班の班長が執るものとし、各班長は総合調整本部の指揮を受けるものとする。
- (2) 総合調整本部の指揮を受けることとなった地区の海上保安部署は、流出油の防除作業を行う各班に対し、作業実施上の技術的事項について必要な指導援助を行うものとする。

第10 隣接協議会との調整等

- (1) 沿岸流災協会会長は、隣接する流出油災害対策協議会から協力のあった場合において、必要と認めるときは会員に対し、出動または協力を要請するものとする。
- (2) 沿岸流災協会会長は、管内において発生した流出油事故について、会長による防除措置の状況等から必要があると認められるときは、隣接する流出油災害対策協議会会長に対し、出動または協力を要請するものとする。
- (3) 会員が隣接する流出油災害対策協議会会員と共同で防除活動を実施する場合は、隣接する流出油災害対策協議会との調整を総合調整本部において実施するものとする。

第11 有害液体物質の防除

有害液体物質の排出があったときは、その防除措置の実施にあつては、人命の安全を第一と考え、その上で、可能な限り海洋環境または社会・経済活動への影響や被害を防止しなければならない。

行われる防除措置は、排出された物質の危険性について十分に認識した上で、その性状や挙動を把握し、さらに海象・気象、現場海域及び周辺地域の状況等に応じ、もっとも有効かつ

適切なものであることとする。

- ① 認識すべき物質の危険性
 - 可燃性、爆発性、毒性、腐食性、反応性、その他
- ② 把握すべき挙動
 - ・ 海面を浮遊し、急速に大気中に蒸発する挙動（気化物質）
 - ・ 海面を浮遊し、徐々に大気中に蒸発する挙動（浮遊性物質）
 - ・ 海中を漂流する挙動（海中漂流性物質）
 - ・ 海水に溶解する挙動（溶解性物質）
 - ・ 海底に沈降する挙動（沈降性物質）
- ③ 考慮すべき海象・気象、現場海域・周辺海域の状況
 - ・ 海潮流、海水温度、海水比重
 - ・ 風向、風速、気温
 - ・ 船舶の航行状況、漁船の操業状況、その他保護すべき事物等の存在
 - ・ 住宅や業務集積地域の存在、その他保護すべき事物等の存在

第12 その他

- (1) 流出油等が大量に沿岸に漂着するなど沿岸流災協による防除措置の限度を超えることになった場合は、岩手県地域防災計画に委ねるものとする。
- (2) 本措置要領に定めのない事項については、その都度協議し決定するものとする。
- (3) 有害液体物質個々の物質に対する具体的な防除措置は、今後関係機関から資料等を収集し、順次作成することとする。

(3) 岩手県沿岸流出油等災害防除基本計画

岩手県沿岸流出油等災害対策協議会(以下「沿岸流災協」という。)における大量流出油等事故の防除活動は、本計画に定めるところによるものとする。

1 基本方針

- (1) 釜石海上保安部及び八戸海上保安部は、岩手県沿岸流域において大量の油が流出し、沿岸に漂着又はその恐れがあると判断したときは、海上災害の極限化を図るため、釜石海上保安部または大量流出油事故発生海域が野田湾(九戸・下閉伊郡境)以南である場合は、釜石海上保安部にて総合調整本部を設置し、事故発生海域が野田湾(九戸・下閉伊郡境)以北の久慈市及び九戸郡管内沿岸である場合は、久慈地方振興局に総合調整本部を設置し関係機関と緊密な連携を保ちつつ迅速、かつ、的確な防除活動を行うものとする。
- (2) 防除活動は、総合調整本部からの出動の要請を受けた会員の作業班と、「久慈港」「宮古港」「山田湾、船越湾等」「釜石港」「大船渡港」各流出油等災害対策協議会参加機関の保有資機材等を中心とし、岩手県、関係市町村、関係各漁業協同組合等の受益者及び原因者が一体となり行うものとする。

2 業務分担

- (1) 総合調整本部
 - ① 流出油等の状況把握及び関係機関等との調整
 - ② 防除作業実施計画の策定
 - ③ 関係会員の出動要請
 - ④ 防除作業の状況及び被害発生状況の把握
- (2) 海上保安部署
 - ① 航行中の船舶及び関係機関等との把握
 - ② 防除作業実施計画の策定
 - ③ 巡視船艇・航空機による流出油の状況把握と関係機関への通報
 - ④ 遭難船舶の救助、消火活動、油の拡散防止措置
 - ⑤ 流出油防除資機材の輸送及び流出油等に対する応急措置の実施
 - ⑥ 流出油防除作業の支援活動
- (3) 東北地方整備局釜石港湾事務所
 - ① 災害情報の収集及び伝達
 - ② 流出油防除作業の支援活動
- (4) 岩手県(総務部、農林水産部、県土整備部)
 - ① 災害情報の収集及び伝達
 - ② 防災対策に関する市町村の指導及び関係機関との調整
- (5) 関係市町村
 - ① 流出油の状況把握
 - ② 関係機関との連絡調整
 - ③ 消防団、観光協会その他のによる沿岸漂着油の回収作業
- (6) 岩手県漁業協同組合連合会
 - ① 流出油の状況把握
 - ② 関係機関との連絡調整

- ③ 関係する漁業協同組合等からの油処理剤使用に関する同意取付け
- ④ 漁業被害の調査
- (7) 岩手県漁船保険組合
 - ① 漁場被害、漁船被害等の調査
 - ② 各種保険等に関する手続きの実施
- (8) 流出油等防除作業班
 - ① 油防除資機材・防除作業実施船舶・回収油等運搬船舶の確保
 - ② 海上における流出油防除作業の実施
 - ③ 回収油等の港湾等への輸送
 - ④ 回収物からの油の分離作業の実施
 - ⑤ 回収油等の保有作業の実施

3 被害情報の収集報告

流出油による被害が発生した場合の被害情報の収集報告については、「岩手県地域防災計画」に定める方法によるものとする。

4 その他

この基本計画の業務分担によりがたい不都合が生じた場合は、関係機関と調整のうえ修正するものとする。

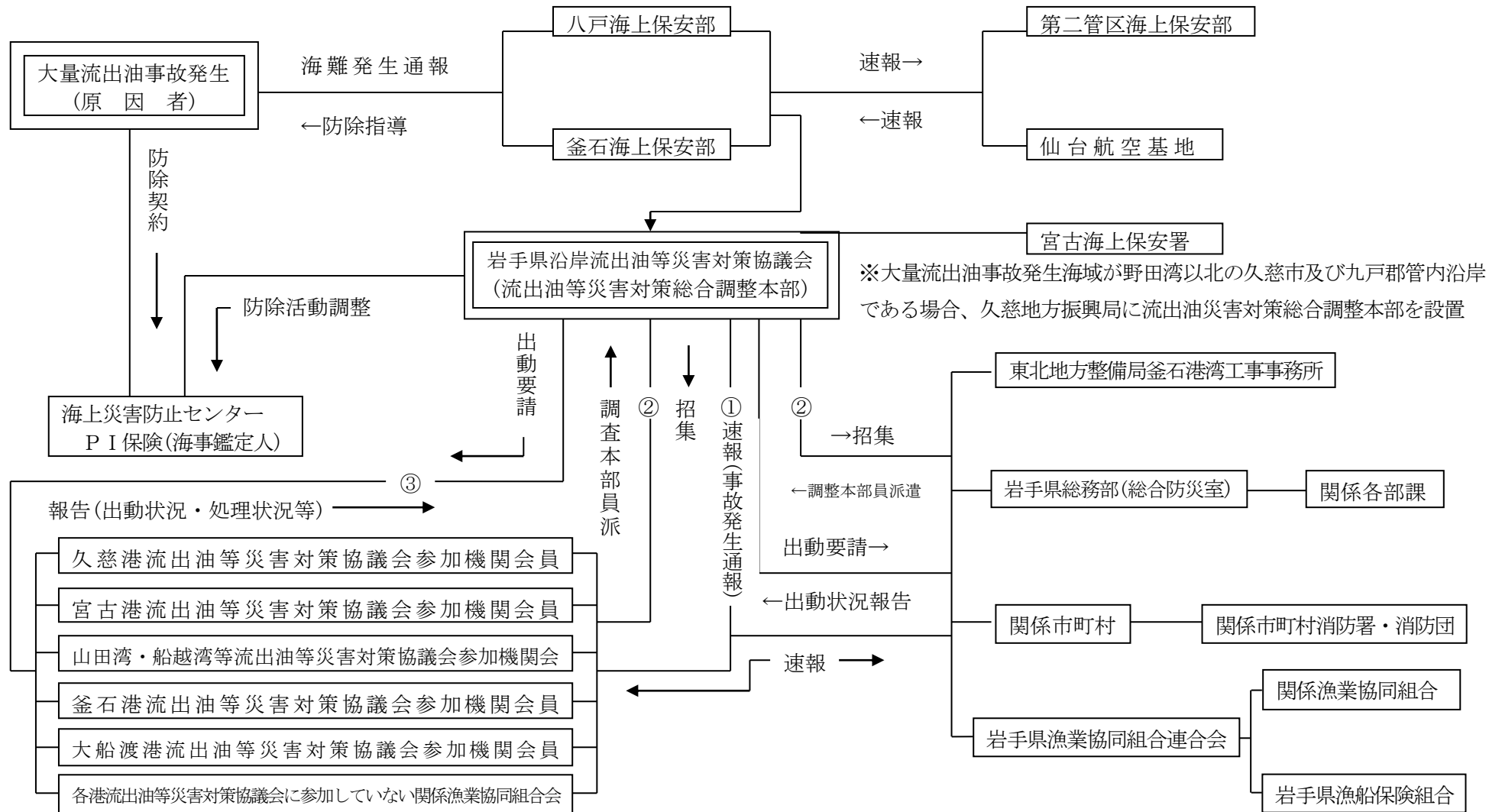
参考

主な油防除資機材等

オイルフェンス	油処理剤	むしろ	資機材運搬船
油回収ネット	ゲル化剤	天切りドラム	処理作業実施船舶
油回収器	ひしゃく	バキューム車	処理剤散布用器材
油吸着マット	たも網	資機材運搬車	回収油分離用器材

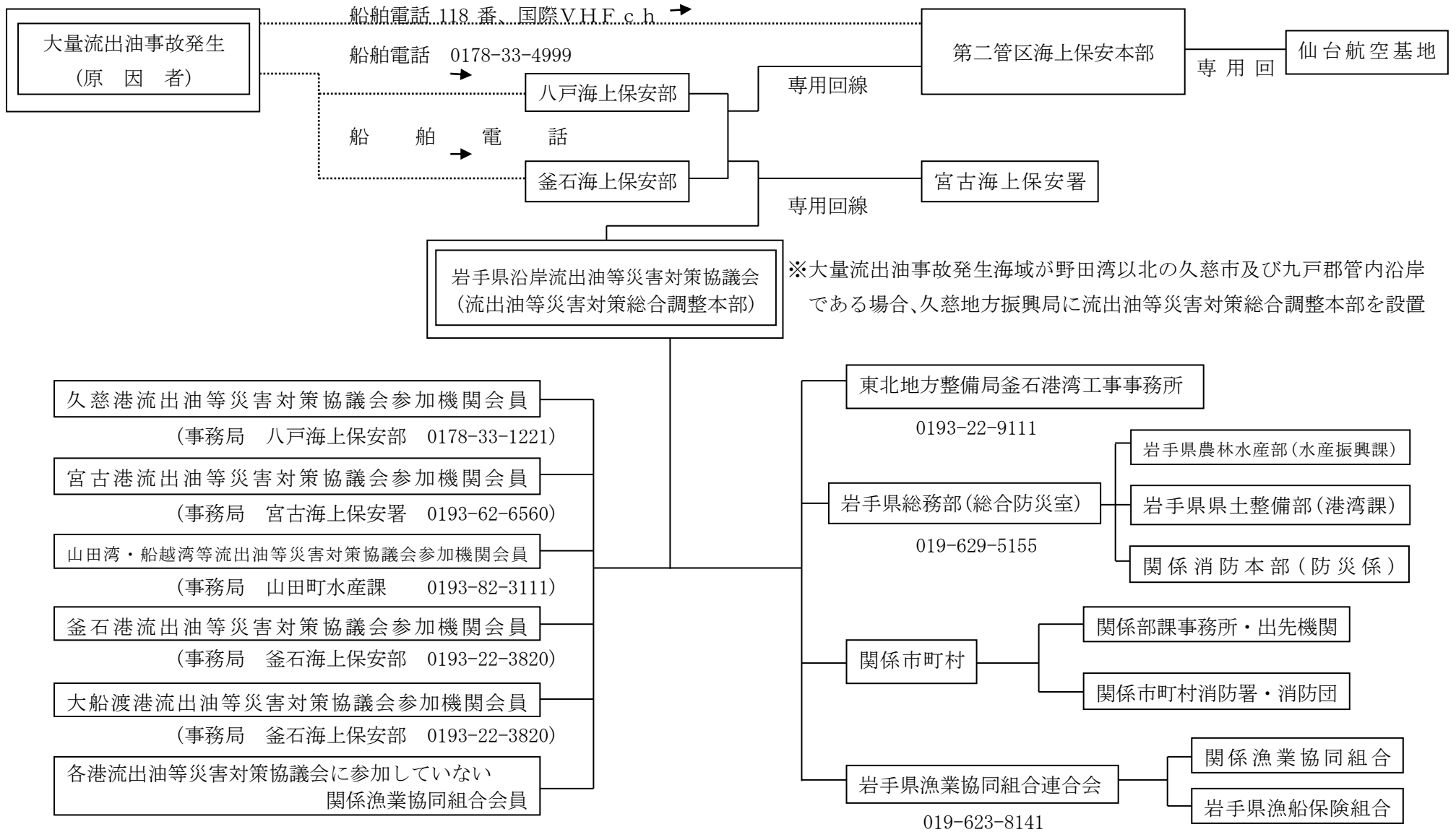
別図 1

防 除 体 制 概 念 図



別図2

連 絡 系 統 図



2-20-2 流出油防除資機材の保有状況

(令和4年4月1日現在)

岩手県沿岸流出油災害 対策協議会宮古地区会員	オイルフェンス (m)	油処理剤 (kℓ)	油吸着材 (kg)	油ゲル化剤 (kℓ)	連絡先
宮古海上保安署		0.18	30.5		0193-62-6560
東北地方整備局 釜石港湾 事務所宮古事務所		0.072	71		0193-62-3500
東北運輸局岩手運輸支局					019-638-2154
岩手県復興防災部					019-629-5556
岩手県農林水産部					019-629-5819
岩手県県土整備部					019-629-5912(昼) 019-629-9130(夜)
岩手県沿岸広域振興局 宮古水産振興センター					0193-64-2216
岩手県沿岸広域振興局 宮古土木センター	600	0.18	379	0.63	0193-64-2221
岩手県漁業協同組合 連合会					019-623-8141
日本漁船保険組合 岩手県支所					019-622-2928
宮古警察署					0193-64-0110
宮古市	1,560		50		0193-62-2111
岩泉町	40		100		0194-22-2111
田野畑村	100	108	50		0194-34-2111
普代村					0194-35-2111
宮古地区広域行政組合 消防本部 宮古消防署	60	0.03	22.5 10枚		0193-62-5533
宮古漁業協同組合		0.02	10		0193-62-1234
重茂漁業協同組合		0.09	447枚		0193-68-2010
小本浜漁業協同組合	60	0.018	20		0194-32-3215
田野畑村漁業協同組合	60	0.02	135枚		0194-33-2311
普代村漁業協同組合	85	0.27	360		0194-35-3111
株式会社アベキ 宮古営業所	50	0.09	48		0193-62-5515
カメイ株式会社 三陸支店	40		10		0193-62-3611
株式会社塩釜商会宮古支店	30	0.01	16		0193-62-5055

岩手県沿岸流出油災害 対策協議会宮古地区会員	オイルフェンス (m)	油処理剤 (kℓ)	油吸着材 (kg)	油ゲル化剤 (kℓ)	連絡先
海洋曳船株式会社	100	0.144	102		0193-87-2273
宮古港湾運送株式会社					0193-62-3501
岩手県小型船安全協会					
大阪建設株式会社	120	0.1	186		0193-62-2305
株式会社本間組 岩手営業所			15		0193-62-6478
株式会社佐賀組 宮古営業所	50	0.075	300 枚		0193-63-3068
陸中建設株式会社					0193-62-3467
宮古港水先人					
合計	2,955	109.299	1,470 892 枚	0.63	

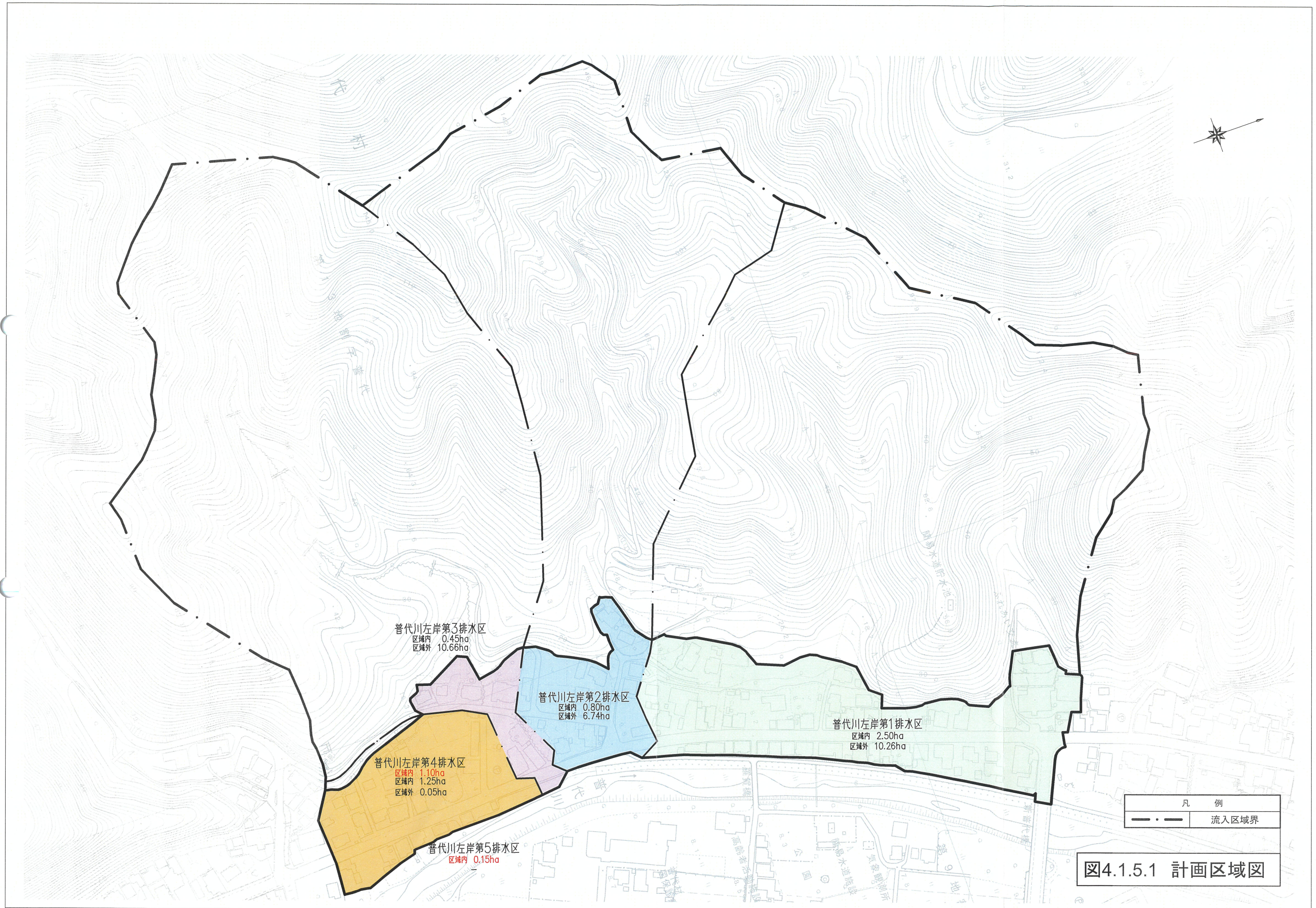


图4.1.5.1 計画区域图

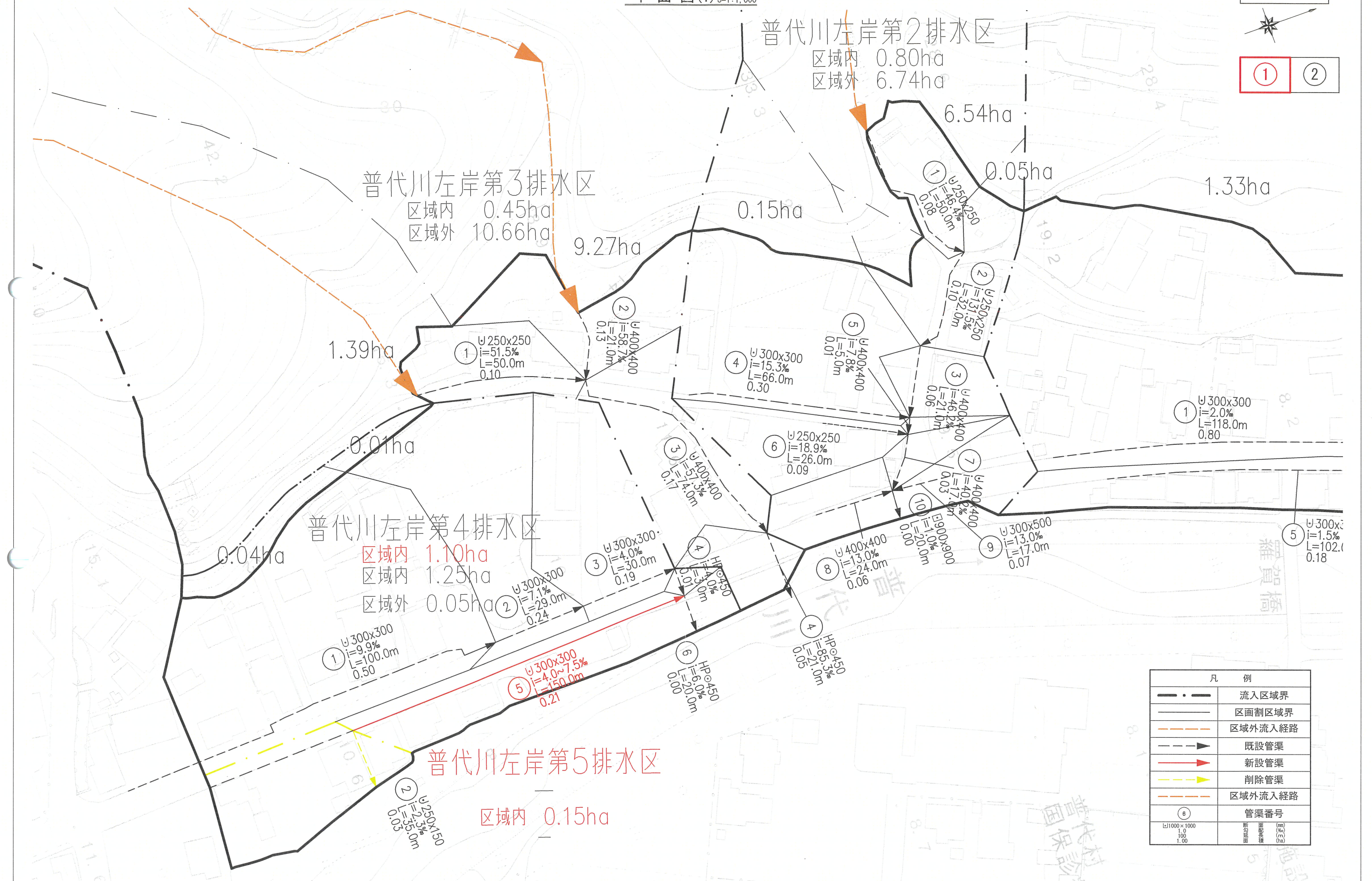
図4.2.5.2 計画区画割施設平面図

平面図(1) S=1:1,000

計画



① ②



凡 例	
	流入区域界
	区画割区域界
	区域外流入経路
	既設管渠
	新設管渠
	削除管渠
	区域外流入経路
⑥	管渠番号
$\varnothing 1000 \times 1000$	断面 (mm)
1.0	断面配率 (%)
100	断面種類 (m)
1.00	断面種類 (m)

図4.2.5.3 計画区画割施設平面図

平面図(2) S=1:1,000

計画



① ②

凡 例	
	流入区域界
	区画割区域界
	区域外流入経路
	既設管渠
	新設管渠
	削除管渠
	区域外流入経路
⑥	管渠番号
L1000×1000	断面 (mm)
i	勾配 (%)
L	管渠長 (m)
	面積 (ha)

